徳島県議会 パブリックコメント

「徳島県ケアラー支援条例（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

近年、少子高齢化の進行や核家族の増加など家族のあり方が変化する中で、身近な人の日常の世話を行うケアラーの方に、心身や経済面で負担が集中しやすい傾向にあります。

「家族の世話は自分がやらなければ」という思いから周囲に SOS を出せず、孤立してしまうケースも少なくありません。また、ヤングケアラーの学びや将来への影響、ビジネスケアラーの介護離職や生産性の低下による経済的損失など、課題は多岐にわたります。

そこで、徳島県議会では、全てのケアラーが孤立せず、健康で自分らしく安心して暮らせる社会を実現するため、「徳島県ケアラー支援条例」の制定に向けた検討を進めています。

この度、これまでの検討状況を踏まえ、条例案として取りまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい条例にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1　ご意見の募集期間

令和８年１１月２６日（木）～ 令和８年１２月２４日（木）（必着）

2　ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合
https://www.pref.tokushima.lg.jp/gikai/gikaigaiyou/kousei/seisakujourei/7318144

②郵送の場合
〒７７０－８５７０　徳島県議会事務局政策調査課あて
※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合
FAX：０８８－６５５－２５３０
徳島県議会事務局政策調査課あて

④持参の場合
徳島県庁舎東側の議事堂１階　議会事務局政策調査課まで
（午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日・祝日を除く））

※電話によるご意見の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

3　お問い合わせ先

徳島県議会事務局政策調査課　政務調査担当
電話：088-621-3009　FAX：088-655-2530
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：gikaijimukyoku@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒７７０－８５７０
徳島県　議会事務局　政策調査課（パブリックコメント）　行

徳　島　県　議　会

Ｑ１ 「徳島県ケアラー支援条例（案）」ってどんな内容？

「ケアラー」とは、高齢や障がい、病気などの理由で手助けを必要とする家族や身近な人を、無償で介護、その他の日常生活のお世話をしている方のことです。

家族など身近な人を思いやり、支え合う営みは大変尊いものですが、近年、少子高齢化の進行や世帯構造の変化により、ケアラーに精神的、身体的及び経済的な負担が集中しやすくなっています。さらに、家族の世話は当然であるという意識が社会全体や当事者自身にも根強く、ケアラーの抱える困難が表面化しにくい現状があります。その結果、多くのケアラーが社会から孤立し、適切な支援を受けられないまま、日常生活において深刻な状況に置かれています。

そこで、徳島県議会では、この条例により、ケアラー支援に関する基本理念や県の責務、県民や関係機関の役割等を定め、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、ケアラーの負担の軽減を図り、ケアラーが自身の健康を守り、学び、働き、自らの人生を豊かに歩むことができるよう、互いに支え合いながら希望を持って暮らせる社会の実現を目指します。

（ → 条例の概要及び条文案については、別添資料を参照してください。）

Ｑ２ どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県ケアラー支援条例（案）」を、ご一読の上、修正や新たな記述が必要と思われる事項など、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 条例の概要及び条文案については、別添資料を参照してください。）

Ｑ３ 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する徳島県議会の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。

徳島県ケアラー支援条例（案）の概要

第1条　目的
- ○ケアラー支援について基本となる事項を定める
- ○ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
- ○全てのケアラーの健康で文化的な生活の確保を目指す

「ケアラー」とは、高齢や障がい、病気などの理由で手助けを必要とする家族や身近な人を、無償で介護、その他の日常生活のお世話をしている方のことです。



第2条　定義
- ○用語の定義：ケアラー、ヤングケアラー、事業者、支援団体 、関係機関

第3条　基本理念
- ○ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活が営めるよう行うこと
- ○ケアラー支援は、被介護者等や家族に対する支援と一体的に行うこと
- ○県、市町村、県民、事業者、支援団体、関係機関等が相互に連携し、ケアラーを孤立させないよう社会全体で支えること
- ○ヤングケアラーの支援は、適切な教育機会の確保及び就業支援等の自立支援を切れ目なく行うことにより、健やかな成長や自立が図られるように行うこと

第4条　県の責務
- ○ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な実施、施策間の連携
- ○市町村、事業者、支援団体、関係機関等との連携・支援

第5条　県民の役割
- ○ケアラーの置かれている状況や支援の必要性への理解、孤立を防ぐ配慮
- ○県や市町村の施策への協力

第6条　事業者の役割
- ○ケアラーである従業員への勤務配慮や情報提供などの支援

第7条　支援団体の役割
- ○基本理念にのっとったケアラー支援

第8条　関係機関の役割
- ○業務を通じて見つけたケアラーを適切・必要な支援へつなげる

第9条　教育機関の役割
- ○ヤングケアラーの教育機会の確保や相談

第10条～第16条　基本的な施策に関する事項

10　支援のために必要な**情報共有**
11　ケアラー支援に関する施策を推進するための**基本計画**
12　社会全体でケアラー支援が推進されるための**広報及び啓発**
13　ケアラー支援を担う**人材育成等**
14　ケアラーが**相談しやすい環境整備**
15　総合的な支援及び関係者が連携・協力する**体制整備**
16　必要な**財政上の措置**

